

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良事業の認可
保安林の指定の解除
保安林の指定の解除予定(四件)
開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇公安告示 遊技機の型式の認定

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の表中型まき網漁業の項を次のように改める。

中型まき網漁業(とびうおまき網漁業及びぼらまき網漁業を除く)	総トン数二十ト ン以上の船舶に よるもの	最大高潮時海岸線から一万 五千メートル以内の海域
総トン数二十ト ン未満の船舶に よるもの	最大高潮時海岸線から七千 メートル以内の海域	

附 則

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百三十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
セントラル歯科	米子市上福原一二二一	昭和六十一年四月二十四日
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目一六一	〃

鳥取県告示第四百三十九号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）森地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字下モ水無瀬九五一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字大阪谷二一五七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字大阪谷二一五七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字猿渡東平八一九の五・字ヲキナ谷八二一の三

・八二一の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開参二六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年九月十三日 鳥取県指令受都計第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字棚田、字下樋掛及び字下沢並びに卯垣四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第四百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第八百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市正蓮寺一二七―二五

西田俊雄

鳥取県告示第四百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年一月二十日 鳥取県指令受米土維第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津字焼小豆

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党二〇―一二

株式会社尾嶋建築研究所

代表取締役 尾島秀昭

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和六十一年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十一年五月十四日（水）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二
一項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山下たけお後援会	井田 久雄	西山美佐雄	鳥取市浜坂七六六一九	昭和六十一年四月七日	その他の政治団体
石破しげる八頭郡後援会	小林 実	石破 英治	八頭郡家町大字花二六八	昭和六十一年四月十一日	"
小玉正猛後援会	上根 扇蔵	河崎 重美	鳥取市賀露町八八	昭和六十一年四月十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二一項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考

自由民主党米子市支部	会計責任者の氏名	松波 延納	石田 富一	昭和六十一年四月二日	政党的支部
自由民主党西伯町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡西伯町大字東上二一七五	西伯郡西伯町大字東上一〇	"	"
自由民主党鳥取県日本看護連盟支部	会計責任者の氏名	谷野 武子	岸本由貴江	"	"
自由民主党大栄町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡大栄町大字六尾一七四	東伯郡大栄町大字大谷一三二	昭和六十一年四月五日	"
"	代表者の氏名	岡崎 勤	山脇 寿雄	"	"
"	会計責任者の氏名	宮脇愛之介	岡崎 勤	"	"
自由民主党日野町支部	"	舟蔵 克紀	鷺見 嘉昭	"	"
自由民主党鳥取市松保支部	"	森本 政男	福田 保夫	昭和六十一年四月八日	"
自由民主党米子市義方支部	"	曾田 修	萬 修一	"	"
自由民主党鳥取県桜会支部	"	大田 保雄	田野瀬 武士	"	"
自由民主党米子市啓成支部	"	遠藤 卓男	岡田 稔	昭和六十一年四月十日	"
自由民主党鳥取市大正支部	"	村上 靖	中山 藤市	昭和六十一年四月十六日	"
大田吾郎後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成南一丁目二七	鳥取市吉成七九〇一三	昭和六十一年四月一日	その他の政治団体
ふく一後援会	会計責任者の氏名	福井 和代	金森 光枝	昭和六十一年四月二日	"
国際勝共連合鳥取県本部	代表者の氏名	村瀬 昌博	白井 宏	昭和六十一年四月三日	"
"	会計責任者の氏名	"	"	"	"

井上武後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市生田八六一	倉吉市北野一五七	昭和六十年四月五日	"
坂出ゆたか後援会	会計責任者の氏名	坂出 雅士	山田 栄	昭和六十年四月七日	"
谷口俊男後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成南町一丁目三〇七	鳥取市吉成八一五一六	昭和六十年四月九日	"
石破しげる後援会	代表者の氏名	民野芳之助	小林 実	昭和六十年四月十一日	"
"	会計責任者の氏名	下田喜久治	石破 英治	"	"
足立光徳後援会	代表者の氏名	中原 敏雄	田中 礼一	昭和六十年四月十四日	"
日本行政書士政治連盟鳥取支部	"	有田 敬	岸本 友末	昭和六十年四月十六日	"
"	会計責任者の氏名	松浦 勝重	高橋 憲二	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
石賀一郎後援会	小 椋 操	小 椋 明利	東伯郡関金町大字関金宿一九九	昭和六十年四月七日	その他
松村喬成後援会	牧田 禎	岩本 君美	東伯郡三朝町大字山田二五〇	昭和六十年四月二十四日	団体

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額
石賀一郎後援会	昭和61年4月7日	収入 0円 支出 0円	松村喬成後援会	昭和61年4月24日	収入 0円 支出 0円
(昭和61年3月31日解散)			(昭和61年3月31日解散)		
1 収入総額		0円	1 収入総額		0円
2 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類				型 式		製 造 業 者 名
			ハリヤーV			株式会社大一商会
			ハリヤーVI			
			タイガーエックス			奥村遊機株式会社
			ニューシュミット			
			アドバンス六号			

ぱちんこ遊技機

ゴング	株式会社三洋物産
ニューフロール	
シャトルキングI	株式会社三共
シャトルキングII	
モグラタタキ	
ベースボールPー二	株式会社ソフィア
クラッシュャー	
フォーメーション	マルホン工業株式会社
トムキャットII	平和工業株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】